

公 告

大分県オフィス改革推進事業（第2期）委託業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

なお、本業務にかかる業務委託契約（本契約）の締結には、大分県議会における議決を要するため、令和8年9月開会予定の大分県議会での議決を得たときに本契約を締結する。

令和8年4月14日

大分県知事 佐藤 樹一郎

記

1 業 務 名

大分県オフィス改革推進事業（第2期）委託業務

2 業務概要

本業務は、「オフィスが変わる。マインドを変えて、行動を変える。」をコンセプトに、大分県庁の組織力・職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう執務環境を整備するとともに、個々の意識改革により、効率的かつ多様で質の高い働き方を実現するため、大分県庁舎のオフィス改革を実施するもの。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県内に本社、支社又は営業所・事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（募集要項5（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。
- (4) 募集要項4（1）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間に同種又は類似の業務（県内、県外を問わない）を受託した実績を有していること。実績については、再委託による受託でも可とする。

- (9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
- ① 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - ② 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
 - ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、建設業法（昭和24年法律第100号）その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

4 公募型プロポーザル募集要項等を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/>）及び以下のとおりとする。

(1) 場 所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館3階
大分県総務部行政企画課

(2) 日 時

令和8年4月14日（火）から5月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

9：00から17：00まで

※ 事前に上記時間内に連絡し、担当者と時間調整のうえ訪問すること。

(3) 問い合わせ先

大分県総務部行政企画課 担当 脇川、渡辺

電 話 097-506-2245

E-mail a11100@pref.oita.lg.jp

5 その他

詳細は募集要項によるものとする。